

入会審査規程

(目的)

第 1 条 この規程は、定款第 6 条に定める入会手続きに関する事項を定める。

(入会希望者の資格)

第 2 条 本会に入会を希望する者は、次項以下に定める資格要件を備えなければならない。

- 2 定款第 5 条第 1 号に定める山岳団体は、次の各号に定めるとおり。
 - (1) 所属会員数が 10 名以上で、その半数以上が都内に在住または通学先、勤務先を有すること。
 - (2) 運営の規則（以下「会則」という。）を有すること。
 - (3) 既入会団体と類似の名称でないこと。
- 3 定款第 5 条第 2 号に定める個人会員は、次の各号に定める条件を備えていなければならない。
 - (1) 反社会的集団に関係していないこと。
 - (2) 年齢が満 20 歳以上で、原則として東京都及びその周辺に存在または在学在勤のこと。
 - (3) 本会の活動に参加する意欲を有すること。
- 4 定款第 5 条第 3 号に定める賛助会員は、次の各号に定める条件を備えていなければならない。
 - (1) 反社会的集団に関係していないこと。
 - (2) 本会の活動に協力すること。

(入会申込書)

第 3 条 本会に入会を希望する者は、別に定める入会申込書を提出しなければならない。

- 2 正会員の入会申込書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 会則…………… 2 部
 - (2) 名簿…………… 2 部
 - (3) 最近の機関誌または機関紙（発行している場合）… 2 部
 - (4) ホームページを開設していれば、その紹介
 - (5) 遭難対策を明記した資料（会則にあればそれで可）… 2 部

(審査・承認等)

第 4 条 会員委員会委員長は、前条により提出された入会申込書および書類を審査し、事務局長に報告する。

- 2 事務局長は、前項の審査により当該団体が第 2 条第 1 項各号の条件を満たす場合、その入会の適否を会長の審査にゆだねなければならない。
- 3 前項により入会が承認されたとき、会員委員会委員長は当該入会希望者にその旨を通知しなければならない。

(入会金等の納入)

- 第 5 条 前条第 3 項により承認の通知を受けた入会希望者は、その通知を受けた日から 2 週間以内に入会金および当該年度の年会費（以下「入会金等」という。）を納入しなければならない。
- 2 入会承認の通知を受けた後、前項に定める期間内に入会金等の納入がない場合、入会承認を取り消すことができる。
 - 3 既納の入会金等は、いかなる理由によっても返還しない。

(休会及び休会の解除)

- 第 6 条 やむを得ない事由により団体の活動を一時中断する場合には、別途定める休会届を提出しなければならない。
- 2 会員委員会委員長は、前号により提出された休会届を審査し、事務局長に報告する。
 - 3 事務局長は前号の審査によりやむを得ないと判断した場合、休会の適否を会長の審査に委ねなければならない。
 - 4 前号により休会が認められた場合には次年度から休会解除までの会費を免除する。
 - 5 休会中は、会員としての権利及び義務を免れる。
 - 6 休会事由が消滅した場合、別に定める休会解除届を提出しなければならない。
 - 7 休会解除の審査は、休会審査と同じ手順とする。

(改 正)

- 第 7 条 この規程の改正は、理事会の議を経て、総会において決する。

- 付 則 1. この規程は、公益社団法人登記の日から施行する。